8　国家公安委員会への情報提供等
外務大臣は、国外犯罪被害者等に関する情報を取得したときは、これを国家公安委員会にできる限り速やかに提供し、国家公安委員会は、同情報を関係する公安委員会に速やかに提供することとした。（第一二条関係）
9　その他
不正利得の徴収、国外犯罪被害弔慰金等の支給を受ける権利の保護、公課の禁止、審査請求と訴訟との関係等について所要の規定を設けることとした。（第一四条～第二三条関係）
10　施行期日等
㈠　政府は、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとした。（附則第二条関係）
㈡　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律の施行後に行われた国外犯罪行為による死亡又は障害について適用することとした。

◇真珠の振興に関する法律（法律第七四号）（農林水産省・経済産業省）

1　目的
この法律は、我が国の真珠産業が、世界に先駆けて真珠の養殖技術を確立する等歴史的に世界の真珠の生産等において特別な地位を占めてきているとともに、その国際競争力の強化が重要な課題となっていること及び真珠が国民になじみの深い宝石であり、真珠に係る宝飾文化が国民の生活に深く浸透し、国民の心豊かな生活の実現に重要な役割を担っていることに鑑み、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、農林水産大臣及び経済産業大臣による基本方針の策定について定めるとともに、真珠の生産者の経営の安定、真珠の加工及び流通の高度化、真珠の輸出の促進等の措置を講じ、もって真珠産業の健全な発展及び心豊かな国民生活の実現に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）
2　基本方針
農林水産大臣及び経済産業大臣は、真珠（その加工品を含む。以下同じ。）の生産、加工、流通又は販売の事業（以下「真珠産業」という。）及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとした。（第二条関係）
3　振興計画
都道府県は、基本方針に即し、当該都道府県における真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に関する計画（以下「振興計画」という。）を定めることができることとした。（第三条関係）
4　連携の強化
国は、国、地方公共団体、事業者、大学等の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとした。（第四条関係）
5　生産者の経営の安定
国及び地方公共団体は、真珠の生産者の経営の安定を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第五条関係）
6　生産性及び品質の向上の促進
国及び地方公共団体は、真珠の生産に係る生産性及び真珠の品質の向上（以下「生産性及び品質の向上」という。）を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第六条関係）
7　漁場の調査等
㈠　国及び地方公共団体は、真珠の生産に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、真珠の生産に係る漁場の状況の把握及び環境の変化の予測その他真珠の生産に関する施策の実施に関し必要な調査を行うよう努めるものとした。（第七条第一項関係）
㈡　国及び地方公共団体は、真珠の生産者その他の者の活動に資するため、㈠の調査により得られた情報の提供に努めるものとした。（第七条第二項関係）
8　漁場の維持又は改善
国及び地方公共団体は、真珠の安定的な生産を確保するため、真珠の生産に係る漁場を良好な状態に維持し、又はその改善を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第八条関係）
9　加工及び流通の高度化
国及び地方公共団体は、真珠の加工及び流通の高度化を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第九条関係）
10　輸出の促進
国及び地方公共団体は、海外市場の開拓等が国内で生産され、又は加工された真珠の需要の増進に資することに鑑み、真珠の輸出の促進に必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第一〇条関係）
11　研究開発の推進等
国及び地方公共団体は、真珠の生産技術の高度化に関する研究開発、生産性及び品質の向上に関する研究開発その他真珠産業の振興のために必要な研究開発（以下「研究開発」という。）の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとした。（第一一条関係）
12　人材の育成及び確保
国及び地方公共団体は、効率的かつ安定的な真珠の生産の事業の経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとした。（第一二条関係）
13　真珠に係る宝飾文化の振興
国及び地方公共団体は、真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとした。（第一三条関係）
14　博覧会の開催への支援等
国及び地方公共団体は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興を図るため、真珠の博覧会、展覧会、展示会、品評会その他これらに類するものの開催への支援又はこれらへの参加への支援に努めるものとした。（第一四条関係）
15　顕彰
国及び地方公共団体は、真珠産業及び真珠に係る宝飾文化の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとした。（第一五条関係）
16　国の援助
国は、地方公共団体が振興計画に定められた施策を実施しようとするときは、当該施策が円滑に実施されるよう、必要な情報の提供、助言、財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとした。（第一六条関係）
17　施行期日
この法律は、公布の日から施行することとした。

◇厚生労働省組織令の一部を改正する政令（政令第二三六号）（厚生労働省）

1　老健局高齢者支援課の所掌事務のうち、高齢者居住安定確保計画の名称を都道府県高齢者居住安定確保計画に変更し、新たに市町村高齢者居住安定確保計画に関する事務を追加することとした。（第一一五条第七号関係）
2　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二八年法律第四七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとした。